

こどもの意見反映について

2023. 12. 1

石田慎二

1. こどもの意見反映の必要性

1) 子どもの権利条約

第12条（意見表明権）

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
2. このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

→（子どもの権利委員会）自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。

2) こどもまんなか「こども家庭庁」

こども家庭庁は、こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守まもるためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます。

3) こども基本法

第3条（基本理念）

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2. こどもの意見を聴くために

・取り組み例

こどもや若者を対象としたアンケートやパブリックコメントの実施

こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取

こども関連施設の訪問などの機会を活用した、こどもや若者へのヒアリングやインタビューの実施

こどもたち自身の運営による情報共有と意見交換などの機会の設定

- ・聴いた意見をこどもたちに分かる形で共有・公開、意見が施策に反映されたか、反映が難しい場合もその理由を含め公開すること

- ・脆弱な立場に置かれたこどもをはじめ様々な状況にあるこどもや低年齢のこどもなど声をあげにくいこどもや若者への配慮